

「第10条関係」

別荘建築についての留意事項

1. 別荘建築は風致景観、自然保護の保有に努め、必要以上の立木の伐採は行なわないこと。
2. 主体構造は「木造」とする。
3. 建坪率は20%以下とし、隣接地境界より2m以上離して建築すること。また、隣接する別荘の視界を妨げないようご協力をお願いいたします。
4. 2階建て以下とする。
5. 住宅造成、開墾のために地形の形状を著しく変更、また100㎡を超える場合は町との協議を要する。
6. 水道工事は町の指定工事店で行なう。
7. し尿及び雑排水は合併浄化槽処理か個別処理とし、個別処理の場合は汲み取り、雑排水は単独浄化沈殿濾過槽とする。合併浄化槽処理を設置する場合、町指定の保守管理組合と委託契約し、設置後の保守管理を行なう。
8. 区画内に駐車場を設置してください。
9. 工事期間中は仮設トイレを設置し環境美化に努める。また、別荘地内での車の走行速度は30km以下で安全を重視し通行すること。
10. 生ゴミ処理については、コンポスト等を設置してください。

参考：凍結深度 71cm 最大積雪深 87cm（過去10年平均 H17現在）

届出書類

- ◇ 建築工事届 3部(県・役場・施主)
- ◇ 添付書類 平面図・位置図・立面図・配置図・し尿、雑排水の構造明記
- ◇ 期 日 工事着工2週間前までに商工観光係(和田庁舎)へ提出してください。

※ 提出書類については県の条例に準ずる（長和町は都市計画区域外）

以上のことに注意し、より良い別荘建築を心がけてください。

長和町役場建設課別荘係(長門庁舎)
TEL 0268-68-3111(内線114)

長和町役場産業振興課商工観光係
(和田庁舎)
TEL 0268-88-2345(内線213)